

## 厚木市小規模保育施設運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小規模保育事業者の行う保育事業（以下「事業」という。）の振興、経営安定化及び入所児童の処遇の向上を図るため、事業に要する経費に関し、予算の範囲内において補助金を社会福祉法人等に交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「小規模保育施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項の規定により事業を行う施設をいう。

(補助対象)

第3条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の表のとおりとする。

補助対象経費の区分	補助対象経費の説明	事業区分
障害児保育事業費	障害児保育に関する加配に対する経費	市単独事業
事務職員雇上促進事業費	専任の事務職員（月48時間以上勤務）の人件費	市単独事業
低年齢児保育強化事業費	無呼吸アラーム、バウンサー購入等の事故防止対策に要する経費並びに入所児童の保育強化に資する経費	市単独事業
施設運営支援事業費	算定対象日（当該年度の4月1日、6月1日及び8月1日をいう。）における入所児童数と認可定員を比較し、算定対象日の入所児童数が少ない場合において、その雇用保育士に要する人件費	市単独事業
日本スポーツ振興センター負担金	児童の安全確保のため、日本スポーツ振興センター負担金として補助する経費	市単独事業
施設機能強化事業費	施設修繕費のほか、防犯対策に必要な備品購入費及び工事費	市単独事業

<p>延長保育料減免助成費</p>	<p>厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年厚木市条例第15号）第3条第1号に規定する保育認定を受けた3歳以上の子ども又は同条第2号に規定する保育認定を受けた3歳未満の子どもが属する世帯のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯、児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「小規模住居型児童養育事業者」という。）及び同法第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者（以下「A階層世帯」という。）並びに現年度分（4月1日から8月31日までに行われた保育の実施については、前年度分。）の市町村民税非課税世帯（以下「B階層世帯」という。）に係る延長保育料の減免に要する経費</p>	<p>市単独事業</p>	
<p>子ども・子育て支援事業費</p>	<p>延長保育事業費</p>	<p>「延長保育事業の実施について」（平成27年7月17日付け雇児発0717第10号）の別紙「延長保育事業実施要綱」に規定する「延長保育事業」に要する経費</p>	<p>国庫補助事業 県補助事業</p>
	<p>一時預かり事業費</p>	<p>「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日付け雇児発0717第11号）の別紙「一時預かり事業実施要綱」に規定する「一時預かり事業」に要する経費</p>	<p>国庫補助事業 県補助事業</p>
	<p>一時預かり利用者負担軽減事業</p>	<p>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯、児童福祉法第6条の3第8</p>	<p>国庫補助事業 県補助事業</p>

	項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、児童福祉法第6条の4に規定する里親世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満の世帯及びその他要支援児童のいる世帯に属する児童に係る一時預かり利用料の減免に対する加算	
病児保育事業費	「病児保育事業の実施について」（平成27年7月17日付け雇児発0717第12号）の別紙「病児保育事業実施要綱」に規定する「病児保育事業」に要する経費	国庫補助事業 県補助事業
病児保育低所得者減免分加算	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯、児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び児童福祉法第6条の4に規定する里親世帯並びに市町村民税非課税世帯に属する児童に係る病児保育利用料の減免に対する加算	国庫補助事業 県補助事業
実費徴収に係る補足給付事業費	A階層世帯又はB階層世帯に属する保護者が負担すべき実費徴収に係る経費（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第43条第4項の規定による費用に限る。）	国庫補助事業 県補助事業
保育エキスパート等研修代替保育士雇用費	「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号）に基づき実施する研修等に参加するに当たり、保育士等が代替保育士等を雇用した場合に要する雇用経費	県補助事業
AED設置促進事業費	自動体外式除細動器（AED）の購入費及びリース料その他付随して必要となる経費	市単独事業

おむつ処分費助成費	おむつを処分するための経費	県補助事業
短時間保育士雇上事業費	配置基準を超える短時間勤務の保育士を雇上げする際に必要な経費	県補助事業
感染症対策のための改修整備等事業費	「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添5に定める「保育環境改善等事業実施要綱」により行われる環境改善事業（感染症対策のための改修整備等事業）のうち、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のための改修や設備の整備等に必要な経費	国庫補助事業 県補助事業
保育体制強化事業費	保育士の園外活動時等における園児の見落とし等による事故を防止するため、園外活動時の見守り等を行う保育支援者の配置に要する費用、園外活動時の見守り等の委託経費及び登園時の繁忙な時間帯やプール活動時などの一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する経費	国庫補助事業 県補助事業
保育士宿舎借り上げ支援事業費	「保育人材確保事業の実施について」の別添4に定める「保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱」による事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための経費	国庫補助事業

（補助額）

第4条 補助額は、別表に定める厚木市小規模保育施設運営費補助金交付基準により算出した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、国庫補助事業及び県補助事業については、交付基準により算定して得た額を国県に交付申請し、交付決定額が減となったときは、次の算式により算定した額を限度とする。

国県の交付決定額 ÷ 国県に行った交付申請額 × 交付基準により算定して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）

（申請手続）

第5条 補助金の交付申請は、厚木市小規模保育施設運営費補助金交付申請書を指定した期日までに、市長に提出しなければならない。

(交付時期)

第6条 補助金は、次の表に定める時期に交付するものとする。

6月	前期分
12月	後期分
事業完了後	精算分
年度途中に開所した施設については、事業完了後、実績に基づき交付する。	

(変更の承認)

第7条 補助金の交付決定後、規則第8条第1項に基づく市長の承認を受けようとする場合には、厚木市小規模保育施設運営費補助事業変更承認申請書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第10条の規定に基づく実績報告を厚木市小規模保育施設運営費補助事業実績報告書により、当該補助事業完了日又は会計年度終了後1箇月以内に市長に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第9条 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保存しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業完了日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年12月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月28日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月30日から施行し、同年1月16日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 13 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 14 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 2 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。